

交付規程

(通則)

第1条 令和6年度補正再生可能エネルギー導入拡大・分散型エネルギーリソース導入支援等事業費補助金（電力データ活用支援等事業）（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）、再生可能エネルギー導入拡大・分散型エネルギーリソース導入支援等事業費補助金（電力データ活用支援等事業）交付要綱（20241213財資第10号。以下、「交付要綱」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この規程に定めるところによる。

(目的)

第2条 この規程は、一般社団法人低炭素投資促進機構（以下「機構」という。）が行う経済産業省からの交付要綱第26条に基づく補助金の交付手続き等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この規程において、令和6年度補正再生可能エネルギー導入拡大・分散型エネルギーリソース導入支援等事業費補助金（電力データ活用支援等事業）とは、日本国内において、スマートメータから得られる電力データを活用して、省エネルギーやエネルギーマネジメント、デマンドレスポンスの取り組みや、電力システムのDXを推進するための事業等、電気事業法第37条の3に基づいて提供される電力データを活用する事業（以下、「補助事業」という。）を補助対象事業とし、電力データのうち、個データを活用する事業を個データ活用支援事業、統計データを活用する事業を統計データ活用支援事業とする。

(交付の対象、補助率及び補助金の上限額)

第4条 機構は、補助金の趣旨に則り、補助事業を行おうとする者（以下「補助事業者」という。）が策定した計画書（以下「実施計画書」という。）が本補助金の要件を満たしていると認められる場合に、補助事業の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として機構が認める経費（以下「補助対象経費」という。）に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者並びに別表2の暴力団排除に関する誓約事項の記に記載されている事項に該当するものが行う事業については、補助金の交付対象としない。

2 補助対象経費の区分、補助率及び補助金の上限額は、別表1のとおりとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第1による補助金交付申請書に様式第2による実施計画書及びその他機構が指示する書類を添付して、機構が指示する期日までに提出しなければならない。

2 申請者は、補助事業を共同して実施しようとする場合は、前項の補助金の交付の申請を共同でなければならない。

3 機構は、申請者が第1項の補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請させるものとする。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第6条 機構は、前条の規定により行われた交付申請等に係る次条第1項の規定に基づく通知、第11条第2項の規定に基づく通知、第14条の規定に基づく指示、第15条第1項の規定に基づく要求、第18条第1項の規定に基づく通知、同条第3項の規定に基づく返還の請求、同条第4項の規定に基づく納付の通知、（第20条第3項及び第21条第6項の規定において準用する場合を含む。）、第20条第2項の規定に基づく返還請求、第21条第1項の規定に基づく取消し若しくは変更、同条第4項の規定に基づく返還請求、同条第5項の規定に基づく納付請求、第24条第4項の規定に基づく納付請求（第25条第4項の規定において準用する場合を含む。）又は第25条第3項の規定に基づく承認について、当該通知等を補助金申請システム又は電子メール等により行うことができる。

（交付決定と通知）

第7条 機構は、第5条の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定を行い、様式第3による補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。この場合において、機構は、適正な交付を行うために必要があると認めたときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて交付決定を行うものとする。

2 機構は、前項の通知に際して必要な条件を付することができるものとする。

3 機構は、第5条第3項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

4 機構は、補助金の交付が適当でないと認めたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第8条 機構は、補助金の交付を決定する場合において、当該交付の決定を受けた補助事業者に対し、次に掲げる事項につき条件を付することができるものとする。

（1）補助事業者が委託先、外注先が存在する場合は、補助事業者は、それらの業務進捗状況を管理するとともに業務実績（経理等を含む）の取りまとめを行うこと。

- (2) 補助事業者は、法令、交付要綱、本規程、補助金交付の決定内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を行うこと。
- (3) 補助事業者は、第9条の規定に基づく当該交付の決定に係る申請の取下げをしようとするときは、機構に報告すべきこと。
- (4) 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、第10条に従うべきこと。
- (5) 補助事業者は、第11条第1項各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ機構の承認を受けるべきこと。
- (6) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、第14条の規定に基づき速やかに機構に報告し、その指示を受けるべきこと。
- (7) 補助事業者は、機構が補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めたときは、機構の指示に従うべきこと。
- (8) 補助事業者は、機構が第18条第3項の規定による補助金の返還を請求したときは、機構が指定する期日までに返還すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第23条第1項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。
- (9) 補助事業者は、機構が第21条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部を取消ししたときは、これに従うべきこと。
- (10) 補助事業者は、機構が第21条第4項の規定による補助金の全部又は一部の返還を請求したときは、機構が指定する期日までに返還するとともに、第21条第5項の規定に基づき加算金を併せて納付すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第23条第1項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。
- (11) 補助事業者は、機構が補助事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずべきこと。
- (12) 補助事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- (13) 補助事業者は、第24条第3項及び第25条第3項の規定に基づく取得財産等を処分する場合、残存簿価相当額又は鑑定評価額若しくは処分により得られた収入額又は見込まれる収入額の全部若しくは一部（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を納付すべきこと。
- (14) 補助事業者は、機構が第17条の規定による補助事業に係る状況の報告等を受け、その報告等に係る補助事業の実績が補助金交付の決定内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、機構の指示に従うこと。
- (15) 補助事業者は、補助事業終了後、機構の指示に従い、補助事業の効果等を報告すること。

（申請の取下げ）

第9条 補助事業者は、補助金交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当

該通知を受けた日から10日以内に様式第4による交付申請取下げ届出書を機構に提出しなければならない。

(補助事業の経理等)

第10条 補助事業者は、補助事業の経費について、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、機構及び経済産業省の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(計画変更の承認等)

第11条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第5による計画変更（等）承認申請書を機構に提出し、その承認を受けなければならない。

（1）補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

（イ）補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

（ロ）補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

（2）補助対象経費の費目ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の区分（人件費、事業費、委託・外注費）いずれか低い額の10%以内の流用増減で変更する場合は除く。

（3）補助事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき。

（4）補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 機構は、前項に基づく申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。

3 機構は、第1項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができるものとする。

4 機構は、第1項の承認に際して、必要に応じて予め経済産業省と協議を行うものとする。

(契約等)

第12条 補助事業者は、補助事業を執行管理する業務における事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理部分を第三者に請負わせ、又は委託してはならない。

2 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は理由を付して随意契約によることができる。

3 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託（請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、機構に届けなければならない。

4 補助事業者は、前2項の契約に当たり、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。

5 補助事業者は、第2項又は第3項の契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約

の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不適当である場合は、機構の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。

- 6 機構は、補助事業者が前項本文の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者は機構から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。
- 7 第2項から第6項までの規定は、補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、補助事業者は、必要な措置を講じるものとする。

(債権譲渡の禁止)

第13条 補助事業者は、第7条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を機構の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

- 2 機構が第18条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が機構に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、機構は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が機構に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

- (1) 機構は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
- (2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。
- (3) 機構は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

- 3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、機構が行う弁済の効力は、機構が支出の決定を行ったときに生ずるものとする。

(事故の報告)

第14条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第6による事故報告書を機構に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第15条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、機構の要求があったときは速やかに様式第7-1による状況報告書を提出しなければならない。

2 機構が指定した補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、機構に様式第7-2による定期報告書を提出しなければならない。

3 機構は、前2項の報告に関し、必要があれば補助事業者ヒアリング調査を実施するものとする。

(補助事業の承継)

第16条 機構は、補助事業者について相続、法人の合併又は分割等により補助事業を行う者が変更される場合において、その変更により事業を承継する者が当該補助事業を継続して実施しようとするときは、様式第8による承継承認申請書をあらかじめ提出させることにより、その者が補助金の交付に係る変更前の補助事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができるものとする。

(実績報告)

第17条 補助事業者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は機構が定めた日のいずれか早い日までに様式第9による実績報告書に、機構が定める書類を添えて、機構に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第1項又は前項の場合において、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめ機構の承認を受けなければならない。

3 補助事業者は、第1項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第18条 機構は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第11条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

2 前項の補助金の額の確定は、配分された補助対象経費の費目ごとの実支出額に補助率を乗じて得た額と、対応する費目ごとに交付決定された補助金の額（変更された場合は、変更された額とする。）とのいずれか低い額の合計額とする。

3 機構は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が支払われているときは、期限を付して、その超える部分の補助金の返還を請求するものとする。

4 機構は、前項に基づき補助金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を、速やかに補助事業者へ通知するものとする。

（1）返還すべき補助金の額

（2）延滞金に関する事項

（3）納期日

- 5 機構は、補助事業者が、返還すべき補助金を前項第3号に規定する納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴収するものとする。
- 6 機構は、補助事業の適正な遂行のため必要があると認めたときは、第1項に基づく現地調査等のほか、事業に係る取引先（請負先、委託先及びそれ以下の請負先、委託先も含む。）に対して、現地調査等を行うことができるものとし、補助事業者は当該調査の実施に必要な措置を講じるものとする。

（補助金の支払）

- 第19条 機構は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に、補助金を支払うものとする。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第10による精算払請求書を機構に提出しなければならない。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

- 第20条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第11による消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書を機構に提出しなければならない。
- 2 機構は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を請求するものとする。
 - 3 第18条第4項および5項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

（交付決定の取消し等）

- 第21条 機構は、第11条第1項第4号の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができるものとする。
- （1）補助事業者が、法令又は本規程に基づく機構の処分若しくは指示に違反した場合。
 - （2）補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。
 - （3）補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合。
 - （4）前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。
 - （5）補助事業者が、別表2の暴力団排除に関する誓約事項の記に記載されている事項に違反した場合。
- 2 前項の規定は、第18条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
 - 3 機構は、第1項に基づく取消し又は変更をしたときは、速やかに補助事業者に通知するものとする。
 - 4 機構は、第1項の規定による取消しをした場合において、その取消しに係る部分に関して補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。
 - 5 機構は、前項の返還を請求するときは、第1項第4号に規定する場合を除き、当該補助金の

受領の日から納付の日までの期間に応じて、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年利１０．９５パーセントの割合で計算した加算金を併せて当該補助事業者から徴収するものとする。

- ６ 第１項に規定する場合であつて、第４項の規定に基づく補助金の返還については、第１８条第４項から第５項までの規定を準用する。

（加算金の計算）

第２２条 機構は、前条第５項の規定によって補助金の返還を請求する場合、補助金が２回以上に分けて交付されている場合においては、返還を請求した額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を請求した額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求した額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとして当該返還に係る加算金を徴収するものとする。

- ２ 機構は、加算金を徴収する場合において、補助事業者の納付した金額が返還を請求した補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金の額に充てるものとする。

（延滞金の計算）

第２３条 機構は、第１８条第５項の規定によって延滞金を徴収する場合において、返還を請求した補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該未納付金からその納付金額を控除した額を基礎として当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算をするものとする。

- ２ 前条第２項の規定は、前項の延滞金を徴収する場合に準用する。

（財産の管理等）

第２４条 補助事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- ２ 補助事業者は、取得財産等について、様式第１２による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。
- ３ 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第１７条第１項に定める実績報告書に様式第１３による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。
- ４ 機構は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を機構に納付させることができる。

（財産処分の制限）

第２５条 取得財産等のうち、機構が処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価５０万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

- ２ 前項の財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）を勘案して、機構が別に定める期間とする。
- ３ 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第１４による財産処分承認申請書を機構に提出

し、その承認を受けなければならない。

4 前条第4項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(評価委員会)

第26条 機構は、有識者から構成される委員会（以下「評価委員会」という。）を設置して、補助事業の実施内容等について意見を聴取し、技術的かつ専門的な評価及び助言を受けることができるものとする。

2 補助事業者は、当該事業の進捗状況について評価委員会の求めに応じて報告を行なうとともに以後の業務に反映させるものとする。

3 補助事業者は、評価委員会の助言に従い、補助事業の目的を達成するべく、事業の執行に努めなければならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第27条 申請者は、別表2の記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(情報管理及び秘密保持)

第28条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうちその他の第三者の秘密情報（補助事業者が取得した研究成果、事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。

3 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

(現地調査等)

第29条 経済産業省又は機構が必要と認めるときは、経済産業省職員又は機構職員が現地調査等を行うことができるものとし、補助事業者は、これに応じなければならない。

(産業財産権の届出)

第30条 補助事業者は、補助事業において発明、考案等に関して特許権、実用新案権及び意匠権（以下「産業財産権」という。）が発生した場合、又はこれらが譲渡され若しくは実施権が設定された場合には、遅滞なく様式第15による産業財産権等取得等届出書を機構に提出しなければならない。

(補助金の収益納付)

第31条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年以内に、補助事業の実施結果の他への供与による収益が生じたときは、様式16による収益状況報告書を機

構に提出しなければならない。

2 機構は、前項の報告書に基づき相当の収益が生じたと認定したときは、補助事業の完了した会計年度の翌年度以上の会計年度において、補助事業者に対して交付した補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることができる。

3 前項の規定により納付を命ずる事ができる額の合計は、補助金の確定額の合計額を上限とする。

(その他の必要な事項)

第32条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、あらかじめ経済産業省に協議の上、機構が別に定める。

附則

この規程は、令和7年4月11日から施行する。

別表 1

区分	費目	内容	補助率
I. 人件費	人件費	補助事業の実施に必要な人件費	補助事業者への補助については、補助対象経費のうち、中小企業等は1/2以内、大企業は1/3以内、その他は定額
II. 事業費	電力データ利用料	補助事業の実施に必要な電力データの利用に要する費用	
	設備費	補助事業の実施に必要な設備・機器・システム等の購入等に要する費用	
	工事費	補助事業の実施に必要な工事に要する経費	
	その他諸経費	その他補助事業の実施に要する経費	
III. 委託・外注費	委託・外注費	補助事業の実施に必要な委託・外注費	

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- （１） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- （２） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- （３） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- （４） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(様式第 1)

受理番号 (機構で記入)							

番 号
年 月 日

一般社団法人低炭素投資促進機構
理事長 柏木 孝夫 殿

申請者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名

令和 6 年度補正
再生可能エネルギー導入拡大・分散型エネルギーリソース
導入支援等事業費補助金 (電力データ活用支援等事業)
交付申請書

令和 6 年度補正再生可能エネルギー導入拡大・分散型エネルギーリソース導入支援等事業費補助金 (電力データ活用支援等事業) 交付規程 (低炭素機構・2024-第1483号。以下「交付規程」という。) 第 5 条第 1 項の規定に基づき、上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令 (昭和 30 年政令第 255 号) 及び交付規程の定めるところに従うことを承知の上、申請します。

記

1. 補助事業の名称
2. 補助事業の目的
3. 補助事業の開始及び完了予定日
当年度の事業期間 令和年 月 日 ～ 令和年 月日
(注 1) 当年度の事業開始日は、「交付決定日」とすること
4. 補助事業の内容
5. 補助事業に要する経費 円
6. 補助対象経費 円
7. 補助金交付申請額 円
8. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額 (別紙)

- (注) 1. 「補助事業に要する経費」は、総事業費（補助対象＋補助対象外）の額を記載すること。
2. 「補助対象経費」及び「補助金交付申請額」においては、消費税等仕入控除税額を減額して申請すること。尚、次の算式を明記すること。
- （補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金額）
3. この申請書には、以下の書面を添付のこと。
- （１）様式第２の「実施計画書」を添付のこと。
- （２）その他機構が指示する書面。

(様式第2)

別添のパワーポイントの書式をご参照ください。

(様式第3)

番 号
年 月 日

法人にあつては名称
及び代表者の氏名 宛て

一般社団法人低炭素投資促進機構
理事長 柏木 孝夫

令和6年度補正
再生可能エネルギー導入拡大・分散型エネルギーリソース
導入支援等事業費補助金（電力データ活用支援等事業）
交付決定通知書

令和7年 月 日付け第 号をもって申請のありました令和6年度補正再生可能エネルギー導入拡大・分散型エネルギーリソース導入支援等事業費補助金（電力データ活用支援等事業）については、令和6年度補正再生可能エネルギー導入拡大・分散型エネルギーリソース導入支援等事業費補助金（電力データ活用支援等事業）交付規程（低炭素機構・2024-第1483号。以下、「交付規程」という）第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

1. 補助金の交付の対象となる事業の内容は、令和7年 月 日付け第 号で申請のありました令和6年度補正再生可能エネルギー導入拡大・分散型エネルギーリソース導入支援等事業費補助金（電力データ活用支援等事業）交付申請書（以下「交付申請書」という。）記載のとおりとします。

2. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとします。

補助事業に要する経費	金	円
補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円

当該案件の補助金交付番号は、 です。

ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとします。

補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額並びに区分ごとの配分

区 分	費 目	補助事業に要する 経費	補助対象 経費	補助率	補助金の額
I. 人件費	人件費	円	円	1/3 以内 1/2 以内 10/10 以内	円
II. 事業費	電力データ利 用料	円	円		円
	設備費	円	円		
	工事費	円	円		
	その他諸経費	円	円		
III. 委託・外 注費	委託・外注費	円	円		円
合 計		円	円		円

- 補助金の額の確定は、配分された補助対象経費の費目ごとの実支出額に補助率を乗じて得た額と、対応する費目ごとに交付決定された補助金の額とのいずれか低い額の合計額とします。
- 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）及び交付規程の定めるところに従わなければなりません。
- 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付規程の定めるところにより、消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額することとなります。
- 交付規程第８条に掲げる交付の条件を付すこととします。

(様式第4)

補助金交付番号							

番 号
年 月 日

一般社団法人低炭素投資促進機構
理事長 柏木 孝夫 殿

補助事業者 住所
氏名 法人にあっては名称
及び代表者の氏名

令和6年度補正
再生可能エネルギー導入拡大・分散型エネルギーリソース
導入支援等事業費補助金（電力データ活用支援等事業）
交付申請取下げ届出書

令和 年 月 日付第 号をもって交付の決定があった上記補助金について、令和6年度補正再生可能エネルギー導入拡大・分散型エネルギーリソース導入支援等事業費補助金（電力データ活用支援等事業）交付規程第9条の規定に基づき、交付申請の取下げを届出ます。

- 補助事業の名称
- 交付の申請の取下げ理由
- 取下げようとする交付の申請に係る補助対象経費及び補助金の額
 - 補助対象経費 円
 - 補助金の額 円

(様式第 5)

補助金交付番号							

番 号
年 月 日

一般社団法人低炭素投資促進機構
理事長 柏木 孝夫 殿

補助事業者 住所
氏名 法人にあっては名称
及び代表者の氏名

令和 6 年度補正
再生可能エネルギー導入拡大・分散型エネルギーリソース
導入支援等事業費補助金（電力データ活用支援等事業）
計画変更（等）承認申請書

令和 年 月 日付第 号をもって交付の決定があった上記補助金について、令和 6 年度補正再生可能エネルギー導入拡大・分散型エネルギーリソース導入支援等事業費補助金（電力データ活用支援等事業）交付規程（低炭素機構・2024-第1483号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、計画変更（等）について下記のとおり申請します。

記

1. 補助事業の名称
 2. 変更の内容
 3. 変更を必要とする理由
 4. 変更が補助事業に及ぼす影響
 5. 変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額
(新旧対比)
 6. 添付資料
- ※ 5 の算出根拠がわかる資料(例：請負契約の変更に関する覚書、見積書等)

(注) 中止又は廃止にあっては、中止又は廃止後の措置を含めてこの様式に準じて申請すること。

(別 紙)

計画変更後の経費の配分

(単位：円)

[illegible]

(様式第 6)

補助金交付番号							

番 号
年 月 日

一般社団法人低炭素投資促進機構
理事長 柏木 孝夫 殿

補助事業者 住所
氏名 法人にあっては名称
及び代表者の氏名

令和 6 年度補正
再生可能エネルギー導入拡大・分散型エネルギーリソース
導入支援等事業費補助金（電力データ活用支援等事業）
事故報告書

令和 年 月 日付第 号をもって交付の決定があった上記補助金について、令和 6 年度補正再生可能エネルギー導入拡大・分散型エネルギーリソース導入支援等事業費補助金（電力データ活用支援等事業）交付規程（低炭素機構・2024-第1483号）第 14 条の規定に基づき、補助事業の事故について下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称
2. 事故の原因及び内容
3. 事故に係る金額 円
4. 事故に対して採った措置
5. 事故が補助事業に及ぼす影響
6. 補助事業の遂行及び完了の予定日

(様式第 7 - 1)

補助金交付番号							

番 号
年 月 日

一般社団法人低炭素投資促進機構
理事長 柏木 孝夫 殿

補助事業者 住所
氏名 法人にあっては名称
及び代表者の氏名

令和 6 年度補正
再生可能エネルギー導入拡大・分散型エネルギーリソース導入支援等事業費補助金
(電力データ活用支援等事業)
状況報告書

令和 年 月 日付第 号をもって交付の決定があった上記補助金について、令和 6 年度補正再生可能エネルギー導入拡大・分散型エネルギーリソース導入支援等事業費補助金(電力データ活用支援等事業)交付規程(低炭素機構・2024-第1483号)第15条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称
2. 補助事業の遂行状況
3. 補助対象経費の費目収支状況(別紙)

(別 紙)

補 助 対 象 経 費 の 費 目 収 支 状 況

(単位：円)

費 目	補 助 対 象 経 費		
	配 分 済 額	実 績 額 (年月日～年月日)	支 出 見 込 額 (年月日～年月日)
合 計			

補助金交付番号							

株式会社〇〇〇〇〇〇
実施責任者〇〇 〇〇

項 目	令和 7 年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
①												
②												
(採択条件)												

-----> 予定

————> 実績

〈対応策〉

3. 経費発生状況

発注金額ベースで本年度予算に対して進捗率（概略）を記載すること。

採択時の補助対象経費総額：_____千円
補助対象経費総額：_____千円 ←計画変更がなければ採択時と同じ
※見積後、補助対象経費が減額になった場合、適宜修正すること。

進捗状況	順調・遅延	
	遅延理由	
	対応内容など	

発注金額 (千円・税抜き)	区分	費目	補助対象経費	当月発生額	発注額 (累計)	発注率 (%)
	I.人件費	人件費				
	II.事業費	電力データ 利用料				
		設備費				
		工事費				
		その他諸経費				
		II区分計				
	III.委託・外注費	委託・外注費				
	合計					

【発注品目】 発注単位

〈発注品目①〉（発注内容、発注金額 円）

見積 依頼書	見積書	発注先選 定理由書	契約書 (発注書)	リース 契約書	請負 契約書	委託 契約書	三者見 積 比較
月	月	月	月	月	月	月	月

〈発注品目②〉（発注内容、発注金額 円）

見積 依頼書	見積書	発注先選 定理由書	契約書 (発注書)	リース 契約書	請負 契約書	委託 契約書	三者見 積 比較
月	月	月	月	月	月	月	月

例：10月の定期報告では、発注品目①の契約書、三者見積比較、発注品目②の見積依頼書を提出

4. 備考

その他報告事項をあれば記載すること。（委員会の開催、設備の導入・検収、出張等）

※本フォーマットを参考に2枚程度で作成すること。

本報告書は、BOX 保存後、メール（smamedata@teitanso.or.jp）にてご連絡ください。

(様式第8)

補助金交付番号							

番 号
年 月 日

一般社団法人低炭素投資促進機構
理事長 柏木 孝夫 殿

補助事業者 住 所
氏 名 法人に当たっては名称
及び代表者の氏名

令和6年度補正
再生可能エネルギー導入拡大・分散型エネルギーリソース導入支援等
事業費補助金（電力データ活用支援等事業）
承継承認申請書

令和 年 月 日付第 号をもって交付決定のあった上記補助金について、令和6年度補正再生可能エネルギー導入拡大・分散型エネルギーリソース導入支援等事業費補助金（電力データ活用支援等事業）交付規程（低炭素機構・2024-第1483号）第16条の規定に基づき、補助金に係る補助事業の地位を承継し、当該補助事業を継続して実施したいので、下記のとおり申請します。

記

1. 交付を決定した補助事業者名
2. 補助事業の名称
3. 補助事業の内容
4. 承継理由
5. 交付決定通知書に掲げられた補助金の額
6. 既に交付を受けている補助金の額

(様式第9)

補助金交付番号							

番 号
年 月 日

一般社団法人低炭素投資促進機構
理事長 柏木 孝夫 殿

補助事業者 住所
氏名 法人にあっては名称
及び代表者の氏名

令和6年度補正
再生可能エネルギー導入拡大・分散型エネルギーリソース
導入支援等事業費補助金（電力データ活用支援等事業）
実績報告書

令和 年 月 日付第 号をもって交付の決定があった上記補助金について、令和6年度補正再生可能エネルギー導入拡大・分散型エネルギーリソース導入支援等事業費補助金（電力データ活用支援等事業）交付規程（低炭素機構・2024-第1483号）。以下「交付規程」という。）第17条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 実施した補助事業
（1）補助事業の内容
（2）重点的に実施した事項
（3）補助事業の効果
2. 補助事業の収支決算（収支明細表）

(単位：円)

区分	費目	交付決定額				実績額					
		補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金の額	補助対象経費 流用額	補助対象経費 流用後 額	補助対象経費 支出実 績額	対象となる補助対象 経費額	補助率	受けるべき 補助金の額
I. 人件費	人件費										
II. 事業費	電力データ利用料										
	設備費										
	工事費										
	その他諸経費										
	II区分計										
III. 委託・外注費	委託・外注費										
合 計											

(注1) 当該年度に財産を取得しているときは、交付規程第24条第3項の規定に基づき、様式第13による取得財産等管理明細表を添付することとする。

(注2) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告する場合は、次の算式を明記すること。（補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金額）

(様式第 10)

補助金交付番号							

番 号
年 月 日

一般社団法人低炭素投資促進機構
理事長 柏木 孝夫 殿

補助事業者 住所
氏名 法人にあっては名称
及び代表者の氏名

令和 6 年度補正
再生可能エネルギー導入拡大・分散型エネルギーリソース
導入支援等事業費補助金（電力データ活用支援等事業）
精算払請求書

令和 年 月 日付第 号をもって交付の決定があった上記補助金について、令和 6 年度補正再生可能エネルギー導入拡大・分散型エネルギーリソース導入支援等事業費補助金（電力データ活用支援等事業）交付規程（低炭素機構・2024-第1483号）第19条第2項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 補助事業の名称
2. 精算払請求金額（算用数字を使用すること。） 円
3. 振込先（金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義を記載すること。）

(様式第 1 1)

補助金交付番号							

番 号
年 月 日

一般社団法人低炭素投資促進機構
理事長 柏木 孝夫 殿

補助事業者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名

令和 7 年度 消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

令和 年 月 日付第 号をもって交付の決定があつた上記補助金について、令和 6 年度補正再生可能エネルギー導入拡大・分散型エネルギーリソース導入支援等事業費補助金（電力データ活用支援等事業）交付規程（低炭素機構・2024-第1483号。以下「交付規程」という。）第20条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称
2. 補助金額（交付規程第18条第1項による額の確定額） 円
3. 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 円
4. 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 円
5. 補助金返還相当額（上記4.－3.） 円

（注）別紙として積算の内訳を添付すること。

(様式第 12)

補助金交付番号						

取得財產等管理台帳

区分	費目	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	処分制限期間	保管場所	補助率	備考
					円	円					

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が令和6年度補正再生可能エネルギー導入拡大・分散型エネルギーリソース導入支援等事業費補助金（電力データ活用支援等事業）交付規程（低炭素機構・2024-第1483号）第25条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、機械、器具、備品およびその他の財産とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

(様式第 13)

補助金交付番号						

取得財産等管理明細表（令和7年度）

区分	費目	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	処分制限期間	保管場所	補助率	備考
					円	円					

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が令和6年度補正再生可能エネルギー導入拡大・分散型エネルギーリソース導入支援等事業費補助金（電力データ活用支援等事業）事業交付規程（低炭素機構・2024－第1483号）第25条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、機械、器具、備品およびその他の財産とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

(様式第 1 4)

補助金交付番号							

番 号
年 月 日

一般社団法人低炭素投資促進機構
理事長 柏木 孝夫 殿

補助事業者 住所
氏名 法人にあっては名称
及び代表者の氏名

令和 6 年度補正
再生可能エネルギー導入拡大・分散型エネルギーリソース
導入支援等事業費補助金（電力データ活用支援等事業）
財産処分承認申請書

令和 年 月 日付第 号をもって交付の決定があった上記補助金について、令和 6 年度補正再生可能エネルギー導入拡大・分散型エネルギーリソース導入支援等事業費補助金（電力データ活用支援等事業）交付規程（低炭素機構・2024-第1483号）第25条第3項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 補助事業の名称

2. 処分の内容

①処分する財産名等（別紙） ※取得財産管理台帳の該当財産部分抜粋等

②処分の内容（有償・無償の別も記載のこと。）及び処分予定日
処分の相手方（住所、氏名又は名称、使用の目的等）

3. 処分理由

(様式第 15)

補助金交付番号							

番 号
年 月 日

一般社団法人低炭素投資促進機構
理事長 柏木 孝夫 殿

補助事業者 住所
氏名 法人にあっては名称
及び代表者の氏名

令和 6 年度補正
再生可能エネルギー導入拡大・分散型エネルギーリソース
導入支援等事業費補助金（電力データ活用支援等事業）
産業財産権等取得等届出書

令和 年 月 日付第 号をもって交付の決定があった上記補助金について、下記のとおり産業財産権等の取得（出願、譲渡、実施権の設定）をしたので、令和 6 年度補正再生可能エネルギー導入拡大・分散型エネルギーリソース導入支援等事業費補助金（電力データ活用支援等事業）交付規程（低炭素機構・2024-第1483号）第 30 条の規定に基づき届け出ます。

記

1. 補助事業の名称
2. 補助事業の概要
3. 産業財産権等の種類（番号及び産業財産権等の種類）
4. 産業財産権等の内容
5. 相手先及び条件（譲渡及び実施権の設定の場合）

（注）申請する事業に応じて（ ）内を適宜修正すること。

(様式第 16)

補助金交付番号							

番 号
年 月 日

一般社団法人低炭素投資促進機構
理事長 柏木 孝夫 殿

補助事業者 住所
氏名 法人にあっては名称
及び代表者の氏名

令和 6 年度補正
再生可能エネルギー導入拡大・分散型エネルギーリソース
導入支援等事業費補助金（電力データ活用支援等事業）
収益状況報告書

令和 年 月 日付第 号をもって交付の決定があった上記補助金について、令和 6 年度補正再生可能エネルギー導入拡大・分散型エネルギーリソース導入支援等事業費補助金（電力データ活用支援等事業）交付規程（低炭素機構・2024-第1483号）第31条第1項の規定に基づき、収益状況を下記のとおり報告します。

記

1. 間接補助事業の収益状況について

- (1) 令和 年度実施の間接補助事業の件数 件（うち国庫納付のある件数 件）
(2) 間接補助事業の国庫納付額合計 円
(3) 間接補助事業の収益状況の詳細

(単位：円)

補助事業名	補助事業に係る各年度の累積収益額 (A)	補助事業に要した経費 (B)	補助事業の補助金確定額 (C)	本年度までの補助事業に係る支出額 (D)	前年度までの補助事業に係る国への累積納付額 (E)	本年度収益納付額	備考

(注)第31条第1項の規定に準じて間接補助事業者から提出された収益状況報告書のうち、本年度納付額が1円以上の収益状況報告書の内容を記載すること(間接補助事業者から提出された収益状況報告書の写しの添付でも可)

<算出式> 本年度収益納付額 = (A-B) × C/D - E

(様式第 17)

別添のパワーポイントの書式をご参照ください。